

## 赤坂大輔議員に対する議員辞職勧告決議（案）

令和4年7月26日、赤坂大輔議員は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（千葉県迷惑防止条例）違反容疑で千葉県行徳警察署に逮捕されました。

赤坂大輔議員は、平成28年8月に傷害容疑で逮捕されています。さらに、令和2年8月には公然わいせつ容疑で現行犯逮捕され、罰金の略式命令が出された事実があります。

港区議会としては、議員にあるまじき行為を行ったとして、平成28年9月、令和2年9月及び同年11月の3回にわたり、赤坂大輔議員に対する辞職勧告の決議を行いました。が、勧告に従いませんでした。

このような事件を起こし、再三区民の信頼に背き、港区議会への信用を大きく失墜させ、その品位を傷つけたことは、決して許されるものではありません。

区民の信託を受けた者として、著しく自覚を欠いた行為の責任を認め、自らの意思で議員を辞職すべきであります。引き続き港区議会議員として活動を継続することは、区民をないがしろにするものと断ぜざるを得ません。

よって、港区議会は、赤坂大輔議員に対し、速やかに議員を辞職するよう強く求めます。

以上、決議する。

年 月 日

港 区 議 会